特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	御前崎市軽自動車税関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、軽自動車税関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関連事務
②事務の概要	地方税法及び市税条例に基づき、賦課期日である4月１日現在において、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者に対して、軽自動車税を課税し、徴収する。 また、身体障害者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある者については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①所有者等からの登録・抹消情報を受領する。 ②賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ④納税者に対し、納税通知書と納付書を送付する。 ⑤減免申請の受付をする。 ⑥減免の適否を判断し、減免決定通知書と納付書を送付する。 ⑦納税証明書や車検用納税証明書の交付を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム、口座関連システム、収納消込システム、滞納整理支援システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
個人軽自動車税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第２条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市役所　総務部　税務課 〒437-1692　静岡県御前崎市池新田5585番地　0537-85-1114

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所　総務部　税務課 〒437-1692　静岡県御前崎市池新田5585番地　0537-85-1114

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 ・特定個人情報の記載がある申告書等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこととしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長　中嶋　豊	税務課長　大倉勝美	事後	
平成28年8月22日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成27年8月31日時点	平成28年8月22日時点	事後	
平成28年8月22日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成27年8月31日時点	平成28年8月22日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成28年8月22日時点	平成30年3月22日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成28年8月22日時点	平成30年3月22日時点	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長　大倉勝美	税務課長　髙塚高寿	事前	人事異動に伴う所属長変更
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長　髙塚高寿	税務課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	ー	Ⅳリスク対策追加	事後	
令和2年4月1日	②事務の概要	賦課期日である1月1日現在	賦課期日である4月1日現在	事後	記載誤り
令和3年9月1日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第7項　別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	番号法第19条第8項　別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	事後	法改正に伴う変更
令和4年9月1日	Ⅱ-1対象人数	平成30年3月22日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年3月22日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ-1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月12日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ-1対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ-2取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅰ-3	番号法第9条第1項　別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	番号法第9条第1項　別表24の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第8項　別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表48の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅳリスク対策	ー	8.人手を介在させる作業　追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅳリスク対策	ー	11.最も優先度が高いと考えられる対策　追加	事後	新様式に伴う変更